

令和3年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第30282号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月3日

判 決

5

原 告 株式会社アトラクションズ
同訴訟代理人弁護士 杉 本 太 郎
被 告 A
同訴訟代理人弁護士 藺 田 佳 弘

10

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1651万4515円及びこれに対する令和元年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを200分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1657万0986円及びこれに対する令和元年12月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

20

第2 事案の概要等

1 事案の要旨

本件は、被告が代表取締役を務めていた株式会社が、虚偽の事実を主張して、商標登録の取消しの審判事件において原告の主張を争い、原告が使用していた標章の使用の差止め等を求める仮処分を申し立てるなどしたことについて、これらの一連の行為が原告に対する不法行為を構成し、被告には、同社の当該不

25

法行為に関して、代表取締役としての任務懈怠があったと主張して、被告に対し、会社法429条に基づき、当該任務懈怠により生じた損害の賠償及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和元年12月5日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠（以下、書証番号は特記しない限り枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告及び原告代表者

(ア) 原告は、服飾雑貨、装身具、皮革製品、衣料品の製造、販売及び輸出入等を業とする株式会社である（甲1）。

(イ) 原告代表者は、平成18年5月から、個人事業主として、「Attractions」の屋号により、「Attractions」の欧文文字を図案化してなる標章を付した服飾雑貨の製作、販売等を行っていた（甲60）。

原告代表者は、平成23年9月1日に原告を設立し、上記事業を法人成りさせ、それ以降は原告が上記標章を付した服飾雑貨等を製作、販売するなどしていた（甲1、60、弁論の全趣旨）。

なお、当該標章の外観には若干の修正が繰り返し加えられたところ、遅くとも平成29年2月頃には、別紙原告標章目録記載の外観を有するに至った（以下、同目録記載の外観を有する標章を「原告標章」という。）。（甲1、60、73、弁論の全趣旨）

イ 被告等

(ア) 株式会社IBEX（以下「IBEX社」という。）は、商標権の売買、管理及びその仲介業並びにハンドバッグ、帽子、靴、ベルト、婦人アクセサリー、服飾雑貨、アパレル製品及び皮革製品の輸出入、製造販売等

を業とする株式会社である（甲5，乙3）。

I B E X社は，平成23年11月11日に設立されたが，その債権者により，令和元年7月29日に破産手続開始の申立てがされ，東京地方裁判所により，同月30日に保全管理命令がされ，同年9月19日に破産手続開始決定がされた。

(イ) 被告は，I B E X社の設立時から，同社の代表取締役を務めていた者である。

(ウ) B（以下「B」という。）は，I B E X社の経営企画室長として，同社の業務執行及び経営を実質的に取り仕切っていた者である（甲65）。

(エ) 株式会社アイ・ピー・ジー・アイ（以下「I P G I社」という。）は，商標権の売買，管理及びその仲介業並びにハンドバッグ，帽子，靴，ベルト，婦人アクセサリー，服飾雑貨，アパレル製品，皮革製品等の輸出入，販売等を業とする株式会社であり，同社の代表取締役はBであるが，同社については，東京地方裁判所により平成23年7月8日に再生手続開始決定がされ，平成27年1月13日に同再生手続が終結した（乙1）。

(2) 本件登録商標及び本件審判請求事件

ア 平成29年3月8日当時，I B E X社を商標権者とする以下の登録商標（以下「本件登録商標」という。）が存在した。本件登録商標に係る商標権（以下「本件商標権」という。）は，登録日当時，I P G I社が保有しており，平成24年8月9日頃，I B E X社に移転されたものである。（甲6の1，6の2，36，37）。

登録番号 第5190866号

出願日 平成20年5月12日

登録日 平成20年12月19日

商標 A t t r a c t i o n（標準文字）

指 定 商 品 第 1 8 類 かばん類，袋物，皮革製包装用容器，愛玩
動物用被服類，携帯用化粧道具入れ，傘

第 2 5 類 被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，
バンド，ベルト，履物

5 イ C（以下「C」という。）は，平成29年3月8日，I B E X社を被請
求人として，本件登録商標の指定商品中，第18類の「かばん類，袋物，
携帯用化粧道具入れ，傘」及び第25類の「被服，ガーター，靴下止め，
ズボンつり，バンド，ベルト，履物」について商標登録を取り消す旨の審
10 判を求める審判請求（取消2017-300167号事件。以下「本件審
判請求事件」という。）をした（甲6の1，6の4）。

原告は，同年8月24日，本件審判請求事件への参加を申請し，同年1
0月20日，参加許可の決定がされた（甲6の3，6の4）。

15 ウ 本件審判請求事件について，令和元年5月13日，「登録第51908
66号商標の指定商品中，第18類「かばん類，袋物，携帯用化粧道具入
れ，傘」及び第25類「全指定商品」についての商標登録を取り消す。」
との審決（以下「本件審決」という。）がされた（甲7）。

その後，本件審決は確定し，同年7月17日，請求人代理人に対する確
定登録通知がされた（甲6の3，6の4）。

(3) I B E X社の原告に対する和解条件案の提示

20 I B E X社の顧問弁護士であったF（以下「F弁護士」という。）は，原
告代理人に対し，平成29年8月8日付けで「F A X連絡書」と題する書面
（甲30。以下「本件連絡書」という。）を送信した。

本件連絡書の内容は，I B E X社が，原告に対し，本件商標権の侵害に関
する紛争を解決するための和解案として，①原告が，I B E X社に144
25 0万円を支払い，本件商標権を同社から譲り受けること，又は②原告が，
今後，原告標章の使用を中止し，損害賠償金として400万円を支払うこと

を提示して、同月18日までに検討の結果を回答するよう求めるというものであった。

(4) I B E X社の原告を債務者とする仮処分命令申立て

I B E X社は、平成29年9月21日、I B E X社は本件商標権を保有し
5 ており、原告が本件登録商標と類似する原告標章を付した皮革、デニム素材、
ブーツといった被服、履物等の商品を製造、販売等する行為は本件商標権に
対する侵害行為とみなされると主張して、原告に対し、原告標章を本件登録
商標の指定商品と同一若しくは類似の商品に付し、又は同商品を販売等する
10 ことの差止め、及び執行官による同商品の保管を求めて、商標権侵害禁止仮
処分命令の申立て（以下「本件仮処分命令申立て」といい、同申立てに係る
事件（東京地方裁判所平成29年（ヨ）第22203号）を「本件仮処分命
令申立事件」という。）を行った（甲31）。

本件仮処分命令申立ての債権者（I B E X社）の代理人はF弁護士であり
（甲31，32，58），債務者（原告）の代理人は原告代理人であった
15 （甲56の2，57，73，弁論の全趣旨）。

3 争点

- (1) 被告の任務懈怠責任の成否（争点1）
- (2) 損害の発生及び額並びに相当因果関係（争点2）
- (3) 過失相殺（争点3）

20 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（被告の任務懈怠責任の成否）について
（原告の主張）

ア I B E X社による不法行為について

原告は、原告標章を商標登録することを検討し、弁護士兼弁理士（以下
25 「本件弁理士」という。）に相談したところ、本件登録商標の存在が明らか
かになった。そこで、原告は、I B E X社が継続して3年以上日本国内

において本件登録商標を使用していないことを理由に、前記前提事実(2)イのとおり、本件弁理士の親族であるCを請求人として本件審判請求事件に係る審判を請求し、その後、原告は同事件への参加を申請して、特許庁に許可された。

5 これに対し、被請求人であるI B E X社は、本件登録商標を使用した事実が存在しなかったにもかかわらず、本件審判請求事件において、本件登録商標をパーカーに付して使用していた事実がある旨の虚偽の主張をし、当該主張に沿うように不正に作成した加工指示書等の証拠を提出して、本件審判請求事件における原告らの主張を争った。

10 また、I B E X社は、前記前提事実(3)のとおり、原告に対し、本件連絡書を送信して、本件商標権を1440万円で買い取るか又は本件商標権の侵害を理由とする損害賠償として400万円を支払うよう請求した。

 さらに、I B E X社は、前記前提事実(4)のとおり、原告に対し、原告標章が本件登録商標に類似するなど主張して、原告標章の使用の差止め等を求める本件仮処分命令申立てをした。

15 これに対し、原告は、本件審判請求事件におけるI B E X社の主張や本件連絡書による請求を受けて、原告標章の使用の差止めや損害賠償請求に関するリスクに対応するため、原告標章を使用することを取り止め、原告標章が使用された商品は、別のブランド名に取り換えるか、不良在庫とせざるをなかった。

 以上のとおり、本件登録商標を使用していたとする虚偽の主張を行い、原告に対し本件連絡書を送付して損害賠償を請求し、本件仮処分命令申立てをしたという、I B E X社による一連の行為は、原告に対する故意による不法行為を構成するものである。

25 イ 被告の任務懈怠について

 (ア) I B E X社の代表取締役である被告は、同社を代表して、本件登録

商標を使用していたとする虚偽の主張を行い、原告に対し本件連絡書を送付して損害賠償を請求し、本件仮処分命令申立てをするという一連の行為を行ったところ、前記アのとおり、当該一連の行為は原告に対する不法行為を構成するから、被告には善管注意義務に違反する任務懈怠が

5

(イ) 被告は、I B E X社の実質的な経営者はBであり、被告は名目的な代表取締役にとらず、I B E X社の前記アの各行為を知らされていなかったなどとして、被告に任務懈怠があったとは認められないと主張する。

しかし、被告は、週に1度はI B E X社に出社し、同社の業務に携わり、同社から報酬を受け取っていたのであるから、被告が同社の名目的な代表取締役であったとはいえない。また、被告は、Bから、I B E X社が前記アの一連の行為をしていたことを聞かされていた。したがって、被告の上記主張は前提を誤るものである。

10

そもそも、I B E X社は、取締役会設置会社ではなく、その取締役及び代表取締役がいずれも被告のみの株式会社であるから、被告は、同社の機関として、業務の決定及び執行の権限を有するとともに、同社を代表し、業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する唯一の立場にあった。そのような立場にある被告が、同社の機関ですらないBに業務の一切を任せ、自らは代表取締役としての職務を行わず、I B E X社の原告に対する不法行為を惹起したのであれば、それ自体、被告が負う善管注意義務に違反するものであり、任務懈怠があるというべきである。

15

20

(被告の主張)

ア I B E X社による不法行為について

不知。被告は、I B E X社の名目上の代表取締役であり、同社の経営には関与していなかったため、I B E X社と原告との間の本件登録商標に

25

関する事実経過や、本件審判請求事件における I B E X 社の主張の内容を一切把握していない。

また、そもそも、本件全証拠によっても、I B E X 社が本件審判請求事件において虚偽の主張をしていたとは認められない。

5 イ 被告の任務懈怠について

(ア) I B E X 社は、再生手続開始決定がされた I P G I 社の事業を承継するための受皿会社として設立されたものであるところ、I P G I 社の代表取締役であった B は、個人的に親交があり、かつ、I P G I 社の人事制度の設計に携わった被告に対し、B 自身は I B E X 社の代表者に就任することができないので、被告が I B E X 社の代表者に就任してほしいと依頼した。被告は、この依頼を承諾し、代表取締役に就任したが、I B E X 社の主要業務である商標権の管理に関する業務、資金繰り、業務執行、人事その他経営に関する業務は B が全て差配していた。被告は、I B E X 社には週に 1 回程度しか出社せず、出社しても自身の本業である人事コンサルタントの業務をすることが多く、B の指示に従い I B E X 社の経理業務に従事するなどする程度であって、B に意見を述べることも許されていなかった。

このように、I B E X 社の経営を実質的に取り仕切っていたのは B であり、被告は同社の名目的な代表取締役にすぎなかった。

20 (イ) 本件審判請求事件における I B E X 社の主張、本件連絡書の送信による原告に対する損害賠償等の請求及び本件仮処分命令申立ては、全て B が主体的に行ったものである。被告は、F 弁護士と I B E X 社との打合せに同席したり、F 弁護士と連絡を取り合ったりしたことは一切なく、B や F 弁護士から、本件連絡書や本件仮処分命令申立てについて何も知らされていなかった。また、I B E X 社の F 弁護士に対する委任状を作成したのも被告ではなかった。

このように、被告は、原告が不法行為を構成すると主張する I B E X 社の行為には一切関与しておらず、B が主導した I B E X 社の不法行為によって原告に損害を与えることを知っていたとか、容易に知ることができたなどの特段の事情は認められない。そうすると、被告には、B が
5 主導した I B E X 社の不法行為を未然に防止すべき監督義務はないし、仮に監督義務があったとしても、その義務を懈怠したことについて悪意又は重大な過失は認められない。

(ウ) 原告は、被告の主張を前提としても、被告が B に I B E X 社の業務を任せきりにしていたこと自体が任務懈怠に当たると主張するが、他者
10 に業務一切を任せきりにしていた場合にも、個別具体的事情を考慮して当該取締役の責任について検討されるべきであり、B に業務一切を任せていたことから、直ちに被告に代表取締役としての任務懈怠があったと認められるわけではない。

(エ) 以上によれば、被告には、I B E X 社の代表取締役の職務を行うに
15 ついての任務懈怠及び悪意又は重大な過失があったとは認められない。

(2) 争点 2 (損害の発生及び額並びに相当因果関係) について

(原告の主張)

ア 損害の発生及び額について

(ア) 不良在庫になったことによる損害

原告は、平成 29 年 9 月から、原告標章の使用を取り止めた。その時
20 点で原告が保有していた在庫商品のうち、原告標章が商品の本体に刻印されたものや、原告標章が使用されたタグ、ネーム、パッチ、商品箱等は、不良在庫となった。

不良在庫となった商品等の仕入価額の総額は 990 万 6037 円であ
25 る。そして、平成 29 年 8 月 31 日期における原告の粗利率が 43.2% であったことからすると、不良在庫となった商品について、本来、

約1744万円の売上げが得られたはずであった。ところが、不良在庫となった商品は、廃棄したり、無料で配布したり、セールや福袋で販売したりせざるを得ず、これにより得られた売上げが744万円を超えるものではなかった。

5 このように、販売を取り止めなければ約1744万円の売上げが得られたはずであるにもかかわらず、結果として売上げは744万円に至らなかったのであるから、不良在庫になったことにより原告が被った損害は996万7697円を下ることはない。

(イ) 商標切替えに要した費用

10 原告は、平成29年9月から、原告標章の使用を取り止めて新たな商標に切り替えたが、当該切替えのため、新たな商標を印字、刻印及び貼付するための版代、型代、箔用版代及びゴム型代や、切替えを実施したことによる工賃を支出した。その費用の内訳は別紙商標切替費用一覧記載のとおりであり、その総額は230万6089円であって、原告は同額
15 の損害を被った。

(ウ) 弁護士費用

a 原告は、本件審判請求事件について本件弁理士を解任した上、本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立てに関する業務を原告代理人に委任した。そして、原告は、原告代理人に対し、これらの業務に係る
20 弁護士費用の着手金として63万7200円を、同報酬金として216万円を支払い、それらの合計額に相当する損害を被った。

b 原告は、本訴の弁護士費用として、前記(ア)、(イ)及びaの損害額の合計の約10%に相当する150万円を支払い、同額を負担することになる。

25 イ 相当因果関係について

(ア) 被告は、I B E X社の業務について決定し、これを執行する権限な

いし職務や、I B E X社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為
をする権限ないし職務を担うI B E X社唯一の機関であり、被告が当該
権限を行使し、代表取締役の職務を果たしていれば、I B E X社の不法
行為を阻止できた。それにもかかわらず、被告は、当該権限を行使せず、
5 職務を何ら果たしていないのであるから、被告の任務懈怠と原告の損害
の発生との間には相当因果関係が認められる。

(イ) 被告は、I B E X社の実質的な経営者がBであり、被告がBによる
行為を阻止することはできなかつたとして、被告に任務懈怠があるとし
ても、その任務懈怠と損害の発生との間には相当因果関係が認められな
10 いと主張する。

しかし、被告は、I B E X社の唯一の機関として、同社を代表して業
務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有していた。被
告が、代表取締役としての職務を一切行わず、BにI B E X社の業務の
一切を任せたことで、原告に損害が生じたのであれば、そのような被告
15 の任務懈怠と原告の損害の発生との間に相当因果関係が認められること
は明らかである。したがって、被告の上記主張は理由がない。

(ウ) 被告は、原告が原告標章の使用を取り止めたことは経営判断であり、
本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立てに係る弁護士費用について
は不法行為と関連なく支出された費用であるから、被告の任務懈怠との
20 間に相当因果関係は認められないと主張する。

しかし、原告が原告標章の使用を取り止めるとの判断をし、原告代理
人に上記弁護士費用を支払ったのは、I B E X社が証拠を不正に作成し
てまで虚偽の内容の主張をし、原告に対し、原告標章の使用の停止と損
害賠償を請求してきたためである。したがって、被告の任務懈怠と上記
25 弁護士費用の支出によって原告が被った損害との間には相当因果関係が
認められ、被告の上記主張には理由がない。

(被告の主張)

ア 損害の発生及び額について

(ア) いずれも否認ないし争う。原告が主張する損害の発生及び額について、客観的な裏付けはない。

5 (イ) 原告は、原告の粗利率が43.22%であったことを根拠に、不良在庫となったことによる損害について主張するが、そもそも1期分の損益計算書のみによって当該粗利率が適切であるとは認め難いし、当該損益計算書自体、税務署の押印等が存在せず、信用性がない。したがって、不良在庫となったことによる損害が発生したとは認められない。

10 イ 相当因果関係について

前記(1)(被告の主張)イ(ア)のとおり、I B E X社の経営はBが全て取り仕切っていた。しかも、I B E X社の主たる事業はブランドの商標管理であったところ、被告は当該業務には全く精通していなかった。そうすると、仮に、被告が、Bに対し、本件審判請求事件における主張、本件連絡書の送信及び本件仮処分命令申立てについて意見を述べたとしても、Bには何らの影響も与えることはできず、I B E X社による行為を
15 阻止できなかつたことは明らかである。

また、原告は、I B E X社が本件審判請求事件に提出した証拠が不自然であり、同社の主張に疑念を抱いていたというのであるから、当該主張を本件審判請求事件において争うべきであった。そうすると、原告が原告標章の使用を取り止める決定をしたのは、正に原告の自主的な経営判断であるというべきであって、そのような判断により原告が被ったとされる損害と被告の任務懈怠との間には相当因果関係が認められない。

さらに、原告は、本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立ての弁護士費用について主張するところ、これらの弁護士費用は、原告が不法行為と主張するI B E X社の行為とは無関係に支出されたものであるから、
25

損害の発生と被告の任務懈怠との間には相当因果関係が認められない。

(3) 争点3（過失相殺）について

ア 原告標章の使用を取り止める判断に関する過失の有無
(被告の主張)

5 原告は、I B E X社が本件審判請求事件において提出した証拠の不自然さから、同社の主張に疑念を抱いていた。そうすると、原告としては、I B E X社の主張が正当であるか否か等について綿密に調査した上で主張をするなどして、原告標章の使用を取り止めることにより損害が生じることを防止すべきであったといえる。それにもかかわらず、原告は、
10 上記のような措置を講ずることなく、原告標章の使用を取り止めて損害を拡大させた。したがって、原告には損害発生に関して過失があるといえるから、過失相殺が認められるべきである。

(原告の主張)

15 原告が原告標章の使用を取り止める判断をしたのは、I B E X社が、原告に対し、自己の主張に沿う証拠を不正に作成してまで、原告標章の使用の停止と損害賠償を請求したことによるのであるから、原告の上記判断が過失と評価される余地はない。

イ 過失相殺の主張をすることの信義則違反の成否

(原告の主張)

20 前記ア（原告の主張）の経緯からすれば、I B E X社の代表取締役である被告が、原告において原告標章の使用を取り止める判断をしたことが過失に当たると主張することは、信義則上許されない。

(被告の主張)

争う。

25 第3 当裁判所の判断

1 争点1（被告の任務懈怠責任の成否）について

(1) 認定事実

前記前提事実並びに証拠（甲6，8ないし18，21ないし23，27，32ないし35，58，61，62，65，67，70，71，73ないし75，乙2，7，8，証人D，原告代表者，被告本人）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

ア I B E X社の設立及び経営実態等に関する事実

(ア) 被告がI B E X社に関与するに至った経緯

a 被告とBは，大学の同級生であり，在学中から交友関係にあった（甲61，62，65，乙7，被告本人）。

b 被告は，大学卒業後，民間企業や会計事務所での勤務を経て，個人事業主として労務コンサルタントの業務に携わるようになり，平成18年6月28日には，経営コンサルティング事業や教育研修事業等を目的とする合同会社アイラック・ヒューマンコンサルタント（以下「IHC社」という。）を設立して，同社の代表社員に就任した（甲62，乙2）。

被告は，同年頃，BからI P G I社の人事制度の設計等の人事コンサルティング業務を依頼されて，これに応じ，平成23年頃までの約4年間にわたり，同社の人事コンサルティング業務に携わった（甲62，乙7，被告本人）。

c 前記前提事実(1)イ(エ)のとおり，I P G I社については平成23年7月8日に東京地方裁判所により再生手続開始決定がされたため，I P G I社の受皿会社としてI B E X社を設立することになった。被告は，Bから，同人が銀行との訴訟を抱えているなどの理由により同社の代表取締役就任することができないため，被告に就任してもらいたいと依頼され，同社の代表取締役就任した。（乙7，被告本人）

(イ) I B E X社の経営実態

a Bの業務内容

Bは、I B E X社の経営企画室長として、同社の資金繰りや営業活動に関する意思決定をし、自らが主導的に仕入先との交渉、折衝をしたり、従業員に営業に関する指示を出したりしていた。また、Bは、
5 従業員の給与や採用等、人事に関する決定権限を有していた。さらに、Bは、I B E X社の法的な紛争に関して、F弁護士との間で対応の方針等の打合せを繰り返し行っていた。このように、Bは、実質的に、同社の経営全般を支配していた。(甲62、65、乙7、8、証人D、被告本人)

b 被告の業務内容

被告は、I B E X社の設立当初、週に3、4回の頻度で同社に出社していたが、平成27年頃からは、本業であるI H C社の人事コンサルタント業務が増加したことなどから、I B E X社に出社する頻度は週1回以下に減少し、同社に出社しても、I H C社の業務に時間を割くことがあった。その一方で、被告は、I B E X社の業務に一定程度
15 関与しており、例えば、同社の営業会議への出席、取引先へのメール送信、契約書等の書類への署名押印等の営業に関する業務や、採用面接や給与の振込、就業規則の作成等の人事労務に関する業務に携わっていた。また、被告は、BとF弁護士とで行われる種々の打合せに同席したり、代表取締役として、金融機関や税務署との折衝を行ったり
20 したほか、Bと共に、重要な取引先や大口債権者との交渉の場に臨むこともあった。(甲62、65、67、70、71、乙7、8、証人D、被告本人)

c I B E X社における被告の待遇

被告は、I B E X社の代表取締役に就任した当初、月額60万円の役員報酬を得ていたが、同社の資金繰りが悪化すると、月額40万円
25

に減額された（被告本人）。

イ 本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立事件に関する事実

(ア) 本件審判請求事件に係る審判が請求された経緯

前記前提事実(1)ア(イ)のとおり，原告は，原告標章を付した服飾雑貨
5 等を製作し，販売していたところ，原告代表者は，「A t t r a c t i
o n s」ブランドによる服飾雑貨等の販売事業が順調に成長を続けてい
たことから，原告標章を商標登録することを考えた。本件弁理士による
調査の結果，I B E X社を商標権者とする本件登録商標の存在が判明し
たことから，原告は，本件弁理士に対し，本件登録商標について商標登
10 録の取消しの審判を請求することを依頼した。本件弁理士は，前記前提
事実(2)イのとおり，Cを請求人として，平成29年3月8日，本件審
判請求事件に係る審判を請求した（なお，本件弁理士は，原告代表者
に対し，当該請求の請求人であるCが自身の親族である旨は説明したも
15 の，Cを請求人とした理由は明らかにしなかった。）。（甲6，73，原
告代表者）

(イ) 本件審判請求事件における審理の状況等

a I B E X社は，平成29年6月12日，同月9日付け「審判事件答
20 弁書（第2回）」（甲74。以下「本件答弁書」という。），証拠説明書
（甲75）及び11通の書証を特許庁に提出した。

本件答弁書には，審判不成立の審決を求める旨の答弁が記載され，
その理由として，本件登録商標「は請求にかかる期間内に誠実に使用
25 されており，以下にその事実を証明するところである。」と記載され
ていた。さらに，本件答弁書では，上記書証の内容が摘示された上で，
これらの書証によれば，I B E X社は，平成27年7月から同年11
月にかけて，本件登録商標が付された品番「7753034」のパー
カーを譲渡し，もって本件登録商標を使用したことが明らかになった

旨の主張が記載されていた。(甲74, 75)

その後、原告は、本件弁理士の対応に不信感を抱くようになり、原告代理人に本件審判請求事件への対応を依頼し、原告代理人はこれを受任した(甲73, 原告代表者)。

5 b I B E X社が本件審判請求事件において提出した前記aの書証の記載内容等は、以下のとおりである。

(a) デザイン企画書(甲8)

10 表題部に「7753034」, 「NAME: BSフロントサガラ刺繍杓プルPK」及び「BEACH SOUND/Attraction」と記載されている。

表題部の下部には、「黒」色, 「サーモンピンク」色又は「ネイビー」色(甲17参照)の製品ごとに、パーカーの正面図と背面図が並べて記載されており, 「黒」色及び「ネイビー」色の製品の正面図の胸部には白色で, 「サーモンピンク」色の製品の胸部には濃紺色で, 「Surfing」, 「Nature & Blue」及び「Attraction」との文字が, 上から順に三段書きで配されている。そして, 「Surfing」及び「Nature & Blue」は筆記体様の書体で, 「Attraction」はゴシック体様の書体で記載されている。また, 1段目の「Surfing」から直線が伸び, 赤字で「サガラ刺繍」と記載され, 2段目の「Nature & Blue」及び3段目の「Attraction」からそれぞれ直線が伸び, 赤字で「刺繍」と記載されている。

20 (b) 縫製仕様書(甲9)

25 1枚目の表題部に, 「日付 2015.07.27」, 「本品番(仮品番) 7753034」, 「商品名 BSフロントサガラ刺繍杓プルPK」, 「デザイナー E」及び「仕様書作成者 E」と記載

されている。また、表題部の「サンプル依頼仕様確認印」の「生産管理」の箇所には「7/28」との記載と「D」の押印が、「企画担当」の箇所には「7/28」との記載と「E」の押印があり、「最終仕様確認印」の「生産管理」の箇所には「8/10」との記載と「D」の押印が、「企画担当」の箇所には「8/10」との記載と「E」の押印がある。

2枚目の表題部には、「仕様書作成者 E」との記載がない点を除き、1枚目の表題部と同じ記載が存在する。

(c) 仕様規格書（甲10の2）

表題部には、「仕様書作成者 E」との記載がない点を除き、縫製仕様書（甲9）の1枚目の表題部と同じ記載が存在する。

なお、IBEX社は、本件仮処分命令申立事件においても仕様規格書と題する書面を書証として提出しているところ（甲10の1）、同書面には、本件審判請求事件で提出された仕様規格書（甲10の2）と異なり、2枚目（「<8/10 コメント>」から始まるもの）及び3枚目（「<8/24 コメント>」から始まるもの）が存在する。

(d) 加工指示書（甲11の2）

表題部には、「日付 2015.07.27」、「ブランド BEACH SOUND Attraction」、「本品番 7753034」、「品名 BSフロントサガラ刺繍壱プルPK」、「デザイナー E」と記載されている。また、表題部の「ロゴチェック」の「生産管理部」の箇所には「7/28」との記載と「D」の押印があり、「最終仕様確認印」の「生産管理部」の箇所には「8/10」との記載と「D」の押印が、「企画担当者」の箇所には「8/10」との記載と「E」の押印がある。

また、表題部の下部の「加工／位置」の欄には、製品の正面図が記載され、その胸部には、「S u r f i n g」, 「N a t u r e & B l u e」及び「A t t r a c t i o n」との文字が、上から順に三段書きで配されている（書体は前記(a)と同様である。）。

5 さらに、「加工／位置」の欄の下部にある「加工／寸法&位置」の欄には、「S u r f i n g」, 「N a t u r e & B l u e」及び「A t t r a c t i o n」との文字が、上から順に三段書きで配され、1段目の「S u r f i n g」及び3段目の「A t t r a c t i o n」をサガラ刺繍により、2段目の「N a t u r e & B l u e」を刺繍による旨の加工指示が記載されている（書体は前記
10 (a)と同様である。）。

なお、I B E X社は、本件仮処分命令申立事件においても加工指示書と題する書面を書証として提出しているところ（甲11の1）、同書面の「コメント」の欄には、本件審判請求事件で提出された加工指示書（甲11の2）と異なり、手書きの記載が存在する。
15

(e) デザイン版下（甲12）

表題部に「7753034 版下原寸」と記載され、「S u r f i n g」, 「N a t u r e & B l u e」及び「A t t r a c t i o n」との文字が、上から順に三段書きで配された記載が二つ存在する（書体は前記(a)と同様である。）。
20

(f) 取引書類（甲13ないし18、33ないし35）

インボイス（甲13）、包装明細書（甲14）、売買契約書（甲15）、請求書（甲16）、引取指示書（甲17）及び納品書（甲18）には、品番「7753034」で特定される衣服が取引された旨がそれぞれ記載されている。
25

なお、売買契約書（甲15）の「NO」の欄及び引取指示書（甲

17)の「ブランド」の欄には「BEACH SOUND」と記載され、納品書(甲18)の「品番,品名」の欄には「BS…」と記載されている。

(ウ) 本件仮処分命令申立事件における審理の状況等

5 a 前記前提事実(4)のとおり、IBEX社は、平成29年9月21日、本件仮処分命令申立てをした。

本件仮処分命令申立ては、同年12月14日付けで申立ての趣旨の変更が申し立てられた後、平成30年3月1日付けで取り下げられた(甲32,58)。

10 b IBEX社は、本件仮処分命令申立事件において、前記(イ) b (a), (b), (e)及び(f)と同一の書証を提出したほか、以下の書証を提出した。

(a) 仕様規格書(甲10の1)

15 前記(イ) b (c)の仕様規格書(甲10の2)と異なり、2枚目及び3枚目が存在する(当該仕様規格書(甲10の1)の1枚目と、前記(イ) b (c)の仕様規格書(甲10の2)は同一の内容である。)

20 2枚目には「<8/10 コメント>」から始まる、3枚目には「<8/24 コメント>」から始まる、いずれも手書きの記載が存在する。これらは、いずれもパーカーの加工指示が箇条書きで記載されたものであり、それぞれ末尾付近に丸で囲まれた「E」との記載が存在する。また、2枚目と3枚目の表題部分には、「MAKER IBX」,「BLAND Beach Sound Attraction」,「STYLE NO. 7753034」,「PRODUCT NAME BSフロントサガラ刺繍空プルPK」,「E c s i s i n c .」との記載がある。

(b) 加工指示書(甲11の1)

前記(イ) b (d)の加工指示書(甲10の2)と異なり、「コメント」の欄に「<8/10 コメント>」及び「<8/24 コメント>」から始まる手書きの記載があり、それぞれ末尾付近に丸で囲まれた「E」との記載がある。

5 (エ) 原告による調査結果

a 平成29年12月頃、品番が「NO. 00007753034」であり、「エクシス(株)」と記載されたタグが付されたパーカーがフリマサービスのメルカリに出品されていた(以下「本件パーカー」という。)。本件パーカーの胸部には、「S u r f i n g」, 「N a t u r e & B l u e」の順に二段書きされた記載があり、書体は前記(イ) b (a)の企画書に記載された書体と同一であるが、三段目の「A t t r a c t i o n」の記載が存在しなかった。また、本件パーカーの首に付されたタグには、筆記体で「B e a c h S o u n d」と刺繍されていた。なお、異なる刺繍デザインが施された衣服に対して同じ品番を付することは、ファッション業界においては通常想定できない。

15 (甲21, 22, 27)

b 「BEACH SOUND」のインスタグラムの公式ホームページには、平成27年11月11日、本件パーカーと同様の外観を有するパーカーの写真画像が投稿されていた(甲23)。

20 (オ) 原告とIBEX社との係争に関するIBEX社の対応等

a 本件審判請求事件におけるIBEX社の対応方針、原告に対する本件連絡書の送付及び本件仮処分命令申立てに関する打合せは、BとF弁護士との間で行われており、被告がこうした打合せに主体的には関与していなかった。もっとも、被告は、Bから、ある会社がIBEX社保有の商標権に係る商標を無断で使用していること及びまとまった損害賠償金を入手できる見通しであることを聞いていた。(証人D,

被告本人)

b I B E X社は、平成27年、本件パーカー（甲23）、すなわち、
「A t t r a c t i o n」の刺繍が施されていないパーカーを製作し
た。Bは、原告との本件商標権に関する係争が生じた後、I B E X社
5 から生産管理を請け負っていたエクシス株式会社の従業員であるD
（以下「D」という。）及びE（以下「E」という。）に対し、同年7
月27日付けで作成された加工指示書（甲11の1、11の2）につ
いて、作成当時には「A t t r a c t i o n」の刺繍に関する記載が
なかったにもかかわらず、本件パーカーに「A t t r a c t i o n」
10 の刺繍がなされていたことを示す記載を書き加えるように指示したほ
か、Dに対し、本件パーカーに「A t t r a c t i o n」の刺繍を施
したパーカーを作成するよう指示した。（甲65、証人D）

ウ 事実認定に関する補足説明

(ア) 証人Dは、前記イ(オ) bの認定事実に沿う証言をするのに対し、被告
15 は、自身は原告とI B E X社との間の係争についてBから聞かされてお
らず、当該係争について不知である旨主張する。そこで、以下、証人D
の証言の信用性について検討する。

(イ) a まず、I B E X社が、平成27年当時、「A t t r a c t i o n」
の刺繍を施したパーカーを制作した事実はない旨の証人Dの証言につ
いてみると、その証言内容は相当に具体的かつ自然であって、信用性
20 に疑問を差し挟ませるべき点は存在しない。そして、前記イ(エ)のと
おり、原告が入手した品番が「00007753034」の本件パー
カーには「A t t r a c t i o n」の刺繍が施されていなかったこと、
異なる刺繍デザインが施された衣服に対して同じ品番を付することは
25 通常想定できないこと、「B E A C H S O U N D」のインスタグラ
ム（甲23）に「A t t r a c t i o n」の刺繍が施されていない本

件パーカーの外観と類似するパーカーの写真が投稿されていたことは、
「Attraction」の刺繍が施された品番「00007753
034」のパーカーが実際には存在しないことをうかがわせる客観的
な事実といえるところ、証人Dの証言は、こうした事実とよく整合し
5 ている。したがって、IBEX社が、平成27年当時、「Attraction」の刺繍を施したパーカーを製作した事実はない旨の証人
Dの証言は、十分に信用できるというべきである。

これに対し、IBEX社は、本件審判請求事件及び本件仮処分命令
申立事件において、「Attraction」の刺繍が施された品番
10 「00007753034」のパーカーを入手した旨を主張し、これ
に沿う証拠として、当該パーカーが取引された「メルカリ」の出品ペ
ージの写真等（甲24）を提出していた。しかし、当該写真に記載さ
れた刺繍は、品番「00007753034」の刺繍の版下（甲12）
と重なり合わないなどの不自然な点が存在すると認められること（甲
15 27、28）、IBEX社が、本件審判請求事件及び本件仮処分命令
申立事件において、当該パーカーそのものを証拠として提出したとは
うかがわれないうことに照らすと、「Attraction」の刺繍が
施された品番「00007753034」のパーカーが存在する旨の
IBEX社の上記主張及び「メルカリ」の出品ページの写真等（甲2
20 4）は、にわかに信用することができず、証人Dの上記証言の信用性
を左右するものとはいえない。

b 次に、BがD及びEに加工指示書（甲11の1、11の2）の記載
を追加するよう指示した旨の証人Dの証言について検討する。

上記加工指示書は、「本品番」として「7753034」と記載さ
25 れていることから、品番「00007753034」の本件パーカー
に係る加工指示書であることが推認されること、前記aのとおり、

原告が入手した本件パーカーには「Attraction」の刺繍が存在しなかったものであり、上記加工指示書の記載は、「Attraction」の刺繍に関する記載部分について、客観的な事実と齟齬するものであるといえる。

5 加えて、前記イ(イ)及び(ウ)のとおり、上記加工指示書には、「コメント」欄に記載があるものとないものが存在すること、そのうち「コメント」欄があるもの（甲11の1）については、平成27年8月10日付けで「最終仕様確認印」が押印されているにもかかわらず、
10 「コメント」欄のコメントには同日より後の同月24日付けのものが存在すること、売買契約書等の取引書類（甲15、17、18）では「BEACH SOUND」又は「BS」と記載され、一般にも「BEACH SOUND」というブランド名が認知されていたことがうかがわれる（甲19、23）にもかかわらず、上記加工指示書の「ブランド」欄には「BEACH SOUND Attraction」と記載されていることなど、記載内容そのものに不自然な点が散見される。さらに、デザイン企画書（甲8）における刺繍の指示と、上記加工指示書における刺繍の指示の内容に齟齬が存在する。以上の事実は、上記加工指示書のうち、「Attraction」の刺繍に関する記載部分が、平成27年8月10日以降、何者かによって書き加え
15 られたことを強くうかがわせるものである。
20

 そして、前記ア(イ)のとおり、原告とIBEX社との間の係争に関しては、BとF弁護士が打ち合わせを重ねていたこと、BがIBEX社の経営を実質的に支配していたことを踏まえると、上記加工指示書に書き加えがされたとしたら、その指示をしたのはBであったと推認
25 される。

 そうすると、証人Dの上記証言は、上記の客観的事実等とよく符合

し、十分に信用できるというべきである。

(2) I B E X社の不法行為の成否

5 ア 前記(1)イ(ウ)のとおり、I B E X社は、「A t t r a c t i o n」の刺
繡が施された品番「0 0 0 0 7 7 5 3 0 3 4」のパーカーを製作したこと
はなかった。そして、I B E X社が、本件審判請求事件に係る審判請求が
なされた日から遡って3年以内に本件登録商標を使用したことをうかがわ
せる証拠はない。したがって、前記(1)イ(イ)のように、I B E X社が、本
件審判請求事件において、本件登録商標は請求に係る期間内に誠実に使用
10 されていた旨の主張をするとともに、後に書き加えられた加工指示書（甲
1 1 の 2）を提出することは、事実と反する内容を、そのことを知りなが
らあえて主張し、当該主張に沿う内容を記載した証拠を事後的に作出して
提出するものにほかならない。

15 イ また、前記前提事実(3)のとおり、I B E X社が原告に対し本件連絡書
を送付する行為は、真実はI B E X社が本件登録商標を使用した事実がな
いため、本件登録商標の登録は本件審判請求事件によって取り消されるべ
きであり、かつ、そのことを認識していたにもかかわらず、これらの事実
を隠して、原告に対し、本件商標権について、その利用許諾料相当額から
算出した譲渡代金名目で金員の支払を請求するものにほかならない。

20 ウ そして、前記前提事実(4)のとおり、I B E X社が本件仮処分命令申立
てをし、その手続において前記アと同様の主張、立証をすることは、事実
的、法律的根拠を欠くにもかかわらず、そのことを知りながら、I B E X
社に有効に本件商標権が帰属するとの権利又は法律関係に関する主張をす
るものであって、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くもの
というほかはない。

25 エ 前記アないしウのI B E X社による一連の行為は、原告が「A t t r a
c t i o n s」のブランド及び原告標章を使用した商品を製造、販売等す

る権利を侵害するものであって、原告に対する不法行為を構成するものと認めるのが相当である。

(3) 被告の任務懈怠責任の成否

前記(1)によれば、I B E X社の経営はBが全般的に支配していたとはい
5 い得るものの、被告は、Bと旧知の間柄であり、Bに請われて同社の代表取締役役に就任したもので、かつ、同社の唯一の役員であり、月額40万円又は60万円という少なくない役員報酬を受領していたものである上、同社に定期的に出社し、営業会議に出席したり、契約書類等に署名押印したり、Bとともに取引先との交渉に臨んだりするなど、同社の経営の実質的な部分に関
10 わっていたといえることができる。他方、Bが、被告に対し、I B E X社の代表取締役として主体的に行動することを一切許さなかったとまでの事実を認めるに足りる証拠はない。そうすると、被告は、I B E X社が第三者に対して不法行為に及ぶことのないように、従業員らに業務の遂行を任せきりにすることなく、適時適切に裁判上及び裁判外の権限を行使すべき善管注意義務を負っていたといえるべきである。
15

しかるに、前記(1)イ(オ)のとおり、被告は、Bから、少なくとも、I B E X社が保有する本件商標権が無断で他社に使用されていることや、これを原因とする損害賠償金がI B E X社に支払われる見通しであることを聞いていたにもかかわらず、当該係争に関する業務執行について何ら意を用いること
20 なく、当該係争の対応をB及びF弁護士に漫然と任せきりにした結果、代表取締役としての権限を行使することなく、前記(2)アないしウのI B E X社による一連の不法行為を惹起させるに至ったものである。

以上によれば、被告は、I B E X社が第三者に対して不法行為に及ぶことのないように適時適切に権限を行使すべき善管注意義務に違反し、その職務を怠るという任務懈怠に及んだと認められ、かつ、上記任務懈怠について、
25 少なくとも重大な過失があったと認めるのが相当である。

(4) 小括

よって、被告は、前記(3)の任務懈怠によって原告に生じた損害を賠償するべき責任を負う。

2 争点2（損害の発生及び額並びに相当因果関係）及び争点3（過失相殺）について

(1) 認定事実

前記前提事実並びに証拠（甲39ないし57, 60, 原告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア(ア) 原告の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの会計年度における売上高は1億0794万2353円、同売上純利益金額は4666万0579円であった（甲39。なお、被告は、損益計算書（甲39）の信用性を争うが、その記載の信用性に疑いを生じさせ得る具体的事情は見当たらない。）。

(イ) 原告が平成29年8月31日の時点において保有していた在庫商品のうち、「Attractions」のブランド名やロゴが直接プリントされるなどしていたため、同年9月1日からの販売が取り止められたもの（以下「本件在庫商品」という。）が2万2632点存在し、それらの原価は合計990万6037円、販売価額は合計2875万7760円であった（甲40, 60, 原告代表者）。

(ウ) 原告は、平成29年9月1日以降、本件在庫商品を廃棄し、無償で配布し、又は原価より廉価で販売するなどしたところ、こうして本件在庫商品を処分したことによる原告の売上高は、合計100万円を上回らなかった（甲60, 原告代表者）。

イ 原告は、平成29年9月から、原告標章の使用を取り止めて新たな商標に切り替えた。当該切替えに伴い、原告は、別紙商標切替費用一覧記載の各「取引先」欄記載の取引先に対し、各「年月日」欄記載の日に、各「支

払額」欄記載の金員（税抜）を、各「内容」欄記載の摘要で支払った（ただし、同一覧のNo. 31, 32, 40ないし44の各「支払額」欄記載の額はいずれも税込の額であり、税抜の支払額は、順に10万円, 10万円, 6万7700円, 14万6100円, 9万0600円, 9万0600円, 5万8600円である。）。原告が上記のとおり支払った金員の総額は208万2980円（税抜）であり、消費税額16万6638円を加えた合計金額は224万9618円である。（甲41ないし56, 60, 原告代表者）。

ウ(ア) 原告代理人は、原告に対し、件名を「(株) I B E Xとの間の商標「A t t r a c t i o n s」の件として」とし、請求金額を21万6000円（消費税額1万6000円を含む。）とする平成29年6月30日付けの着手金の請求書（甲56の1）を送付し、原告は、源泉徴収額2万0420円を差し引いた19万5580円を原告代理人に支払った（甲56の1, 弁論の全趣旨）。

(イ) 原告代理人は、原告に対し、件名を「商標権侵害禁止仮処分命令申立事件」, 「商標登録第5190866号取消審判事件」とし、請求金額を42万1200円（消費税額3万1200円を含む。）とする平成29年11月10日付けの着手金の請求書（甲56の2）を送付し、原告は、源泉徴収額3万9819円を差し引いた38万1381円を原告代理人に支払った（甲56の2, 弁論の全趣旨）。

(ウ) 原告代理人は、原告に対し、件名を「商標権侵害禁止仮処分命令申立事件」, 「商標登録第5190866号取消審判事件」とし、請求金額を216万円（消費税額16万円を含む。）とする令和元年6月30日付けの報酬金の請求書（甲57）を送付し、原告は、源泉徴収額30万6300円を差し引いた185万3700円を原告代理人に支払った（甲57, 弁論の全趣旨）。

(2) 損害の発生及び額並びに相当因果関係

ア 不良在庫の処分及び商標切替えについて

(ア) 損害の発生及び額

a 不良在庫関係

5 前記(1)ア(イ)によれば、原告の平成29年8月31日期における原告の粗利率は43.22%であったと認められる。そして、前記(1)ア(ア)のとおり、本件在庫商品の原価、すなわち、原告が現に仕入れて在庫として保有していた本件在庫商品の仕入価額の総額は990万6037円であるから、原告は、本件在庫商品の販売を取り止めなければ、これらを販売することにより約1744万円（ $\div 990万6037円 \div (1 - 0.4322)$ ）の売上げが得られたものと推認される。

10 しかるに、原告は、本件在庫商品の販売を取り止め、一部を廉価で販売したほかは、廃棄又は無償での譲渡を余儀なくされたものであるから、原告には、本件在庫商品の販売を取り止めなければ得られたであろう売上げと、本件在庫商品を廉価で販売するなどして得られた売上げの差額に相当する損害が発生したと認めるのが相当である。

15 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270 10275 10280 10285 10290 10295 10300 10305 10310 10315 10320 10325 10330 10335 10340 10345 10350 10355 10360 10365 10370 10375 10380 10385 10390 10395 10400 10405 10410 10415 10420 10425 10430 10435 10440 10445 10450 10455 10460 10465 10470 10475 10480 10485 10490 10495 10500 10505 10510 10515 10520 10525 10530 10535 10540 10545 10550 10555 10560 10565 10570 10575 10580 10585 10590 10595 10600 10605 10610 10615 10620 10625 10630 10635 10640 10645 10650 10655 10660 10665 10670 10675 10680 10685 10690 10695 10700 10705 10710 10715 10720 10725 10730 10735 10740 10745 10750 10755 10760 10765 10770 10775 10780 10785 10790 10795 10800 10805 10810 10815 10820 10825 10830 10835 10840 10845 10850 10855 10860 10865 10870 10875 10880 10885 10890 10895 10900 10905 10910 10915 10920 10925 10930 10935 10940 10945 10950 10955 10960 10965 10970 10975 10980 10985 10990 10995 11000 11005 11010 11015 11020 11025 11030 11035 11040 11045 11050 11055 11060 11065 11070 11075 11080 11085 11090 11095 11100 11105 11110 11115 11120 11125 11130 11135 11140 11145 11150 11155 11160 11165 11170 11175 11180 11185 11190 11195 11200 11205 11210 11215 11220 11225 11230 11235 11240 11245 11250 11255 11260 11265 11270 11275 11280 11285 11290 11295 11300 11305 11310 11315 11320 11325 11330 11335 11340 11345 11350 11355 11360 11365 11370 11375 11380 11385 11390 11395 11400 11405 11410 11415 11420 11425 11430 11435 11440 11445 11450 11455 11460 11465 11470 11475 11480 11485 11490 11495 11500 11505 11510 11515 11520 11525 11530 11535 11540 11545 11550 11555 11560 11565 11570 11575 11580 11585 11590 11595 11600 11605 11610 11615 11620 11625 11630 11635 11640 11645 11650 11655 11660 11665 11670 11675 11680 11685 11690 11695 11700 11705 11710 11715 11720 11725 1

この点につき、原告は、230万6089円（税込）を支出したと主張する。しかし、前記(1)イのとおり、別紙商標切替費用一覧のNo. 31, 32, 40ないし44の各「支払額」欄記載の額はいずれも税込の額である。にもかかわらず、原告は、これらの額について、
5 重ねて消費税額を加算して損害額を算定しているものであるから、原告が主張する上記の額の損害が発生したとは認められない。

(イ) 相当因果関係

a 前記1(1)イ(ア)のとおり、原告は、従前から使用していたブランドである「Attractions」に係る原告標章を商標登録しよう
10 と考え、本件弁理士に対し相談したところ、本件登録商標の存在が判明したため、その取消請求をすることとした。こうした経緯に照らすと、原告は、今後「Attractions」のブランドを事業展開するに当たり、原告標章の使用が本件商標権を侵害するおそれがあったことから、それを避けることを目的として上記取消請求をすること
15 としたものと認められる。

また、証拠（原告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、IBEX社との和解交渉が難航していたことや、原告代理人から、IBEX社が原告に対し保全命令を申し立て、原告の商品が差し押さえられるなどする可能性があるとの説明を受けたことなどを契機として、
20 平成29年7月末頃から「Attractions」のブランドの使用を取り止めることを選択肢の一つとして検討し始めたこと、同年8月8日頃にIBEX社から本件連絡書の送付を受けたため、「Attractions」のブランドの使用を取り止め、別ブランドに変更することを決定したこと、さらに、同年9月1日以降、実際に「Attractions」の商標を切り替える対応を採り、商標を切り替
25 えることができない本件在庫商品については販売の停止を決定したこ

とが認められる。

さらに、前記(1)ア(ア)のとおり、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの会計年度における原告の売上高は1億0794万2353円であると認められるのに対し、前記(1)ア(イ)のとおり、平成29年8月31日の時点において原告が保有していた本件在庫商品の販売価額は合計2875万7760円であると認められるから、これらの数値を基礎とすれば、本件在庫商品が原告の総売上高に占める割合は26%余りであることになる。

以上のように、原告は、そもそも本件商標権を侵害するリスクを避けるために本件審判請求事件に係る請求をしたところ、I B E X社がこれを争い、同社の主張に沿う外観の証拠が提出され、その一方でI B E X社との手続外での和解交渉が難航していたことからすると、遅くとも平成29年7月頃には、本件在庫商品を販売することにより本件商標権を侵害し、原告の商品が差し押さえられるなどするリスクを相当程度具体的に認識していたと認められる。そして、本件在庫商品が原告の総売上高に占める割合が26%余りであったことからすると、これが差し押さえられた場合には原告の経営に大きな影響を及ぼす可能性があったと認められる。こうした中で、本件連絡書を送付され、I B E X社から同年8月18日までの回答を迫られたという経緯に照らせば、原告において、同年9月1日以降に「A t t r a c t i o n s」のブランドの使用を取り止めるという判断をするのはやむを得ないものであったというべきである。

以上によれば、I B E X社の前記1(2)の不法行為と原告の損害との間に相当因果関係が認められることはもとより、被告に認められる善管注意義務違反が、I B E X社の代表取締役としての権限を行使することなく、Bらに業務を任せきりにし、I B E X社による上記不法

行為を惹起したというものであることに照らすと、被告の任務懈怠と原告の損害との間にも相当因果関係があると認めるのが相当である。

5 b これに対し、被告は、原告が商標を切り替える対応を採り、本件在庫商品の販売を取り止めるという行為に及んだのは、原告自身の経営判断によるものであるとして、被告の任務懈怠と原告の損害との相当因果関係は認められないと主張する。

10 しかし、原告の上記行為が経営判断に基づくものであるとしても、前記 a で説示したとおり、それはやむを得ないものであったということができ、むしろ、経営判断として合理的かつ自然なものであるというべきであるから、原告の経営判断が介在したことをもって、被告の任務懈怠と原告の損害との間の相当因果関係を否定することはできない。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

15 c また、被告は、I B E X社の経営を実質的に支配していたのはBであり、被告がBの判断を翻意させることはできなかつたから、被告の任務懈怠と原告の損害との間には相当因果関係は認められないと主張する。

20 しかし、前記 1 (1)アのとおり、被告は、Bの大学の同級生であり、I B E X社の経営会議やBとF弁護士との打ち合わせに同席するなど、代表取締役として一応の役割を果たしていた。また、被告は同社の代表取締役であり、被告の他に同社には役員が選任されていなかったの
25 であるから、法的には同社の業務に関する一切の権限を被告のみが有しており、同社の代表取締役として、主体的に行動することは可能であったというべきである。したがって、被告は、I B E X社の一連の不法行為により原告が損害を被ることについても、これを阻止することができなかつたとまではいえない。

以上によれば、被告が代表取締役としての任務を懈怠することなく、

原告に不法行為による損害を与えないようにする善管注意義務を果たし、本件審判請求事件や本件仮処分命令申立て等について適切に対処していれば、原告が主張する損害が発生していなかったといえることができる。

5 してみると、I B E X社の経営をBが実質的に支配していたことから直ちに被告の任務懈怠と原告の損害との間の相当因果関係が否定されるものではなく、被告の上記主張は採用することができない。

イ 弁護士費用

10 前記(1)ウのとおり、原告は、本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立事件の着手金として計63万7200円(税込)を、同報酬金として216万円(税込)を、原告代理人に支払ったから、それらの合計額に相当する損害を被ったものと認められる。

15 そして、自己の主張に沿う証拠を事後的に作成して提出するといった、前記1(2)のI B E X社の対応を踏まえると、原告代理人に本件審判請求事件の対応を依頼し、それに伴い弁護士費用相当額の損害を被ったことと、被告の任務懈怠との間には、相当因果関係があると認めることができ、この認定判断に反する被告の主張は、採用することができない。

(3) 過失相殺

20 被告は、原告において、I B E X社の本件審判請求事件における主張が正当であるか否か等について綿密に調査し、原告標章の切替え等により損害が生じることを防止すべきであったにもかかわらず、それをしなかった過失が認められるから、過失相殺がされるべきであると主張する。

25 確かに、証拠(甲60、原告代表者)によれば、原告は、I B E X社が本件審判請求事件において行った主張の内容及び提出した証拠の信用性に疑問を抱いていたことが認められる。しかし、前記(2)ア(イ)aのとおり、原告が、本件連絡書を受信したことにより、原告標章の切替え等の決定をしたことは、

一連の経緯に照らしやむを得ないものであったというべきである。そして、前記前提事実(2)ウのとおり、上記決定の約1年半後に当たる令和元年5月まで本件審判請求事件の結論が出なかったことや、同イのとおり、平成29年9月1日の時点では原告の参加の申請に対する許否の判断すらされていない状況であったことを踏まえると、原告が上記の決断を迫られていた同年8月頃の時点においては、本件審判請求事件の審理が相当の期間続くことが見込まれていたものであって、そのような状況下で、I B E X社の主張を精査し、I B E X社による事後的な証拠の作出を見破るといったことを期待するのは無理があるというべきである。

そうすると、原告が、原告標章の切替え等の決定をしたことが過失に当たるということはできず、本件全証拠によっても、原告において、被告の原告に対する損害賠償の額を定めるに当たって考慮すべき過失があるとは認められない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、過失相殺に関する被告の主張には理由がない。

(4) 本件訴訟に関する弁護士費用

以上の次第で、原告は、不良在庫に関する損害として996万7697円、商標の切替えに関する損害として224万9618円、本件審判請求事件及び本件仮処分命令申立事件に関する弁護士費用に相当する損害として279万7200円の各損害を被ったと認められるところ、本件訴訟に関する弁護士費用として被告の任務懈怠と相当因果関係が認められる損害の額としては、上記各損害の合計額1501万4515円の約1割に相当する150万円と認めるのが相当である。

3 結論

よって、原告の請求は、1651万4515円及びこれに対する令和元年12月5日から支払済みまで年5分の割合により算定される遅延損害金を請求す

る限度で理由があるからこれを認容し，その余は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第29部

5 裁判長裁判官

國 分 隆 文

10 裁判官

小 川 暁

15 裁判官

佐々木 亮

別紙

原告標章目錄



Attractions

以上

別紙

(商標切替費用一覽一省略)